

定期借地制度を活用した国有地の有効活用について（案）

国において、未利用国有地の管理処分にあたっては、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとされている。特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地制度を活用した事業者への貸付を導入しており、新成長戦略やニッポン一億総活躍プランに位置付けられた保育及び介護の受け皿確保に一定の成果をもたらしている。

その中でも、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の一つとして、整備にあたって比較的規模の大きな土地を要する介護施設については、高額な取得費用または貸付料などが原因となり用地確保が極めて困難な状況にある都市部を対象とした貸付料減額の優遇措置がなされている。

しかし、喫緊の課題である待機児童解消に向けた保育所又は幼保連携型認定こども園の整備や障害者の地域生活の支援に必要な障害福祉サービス事業所等の整備については、優遇措置の対象とされていないことから、事業者の参入促進と負担軽減のため、次の事項について要望する。

- 1 国有地の定期借地権による貸付に関し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに障害福祉サービス事業所等の施設整備においても、介護施設と同様に貸付料減額の優遇措置を適用すること
- 2 国有地の更なる活用推進のため、平成 32 年度（2020 年度）末までの時限措置である現行の貸付料減額の措置を延長すること

平成30年 月 日

財務大臣

麻生 太郎 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市 長	加山 俊夫

定期借地制度を活用した国有地の有効活用について

1 国有地を利活用する場合のメリット

国有地は各地に一定規模の面積で存在

特に土地代の高い都市部では用地確保の有効なツール
社会福祉分野において保育・介護の受け皿確保に一定の成果

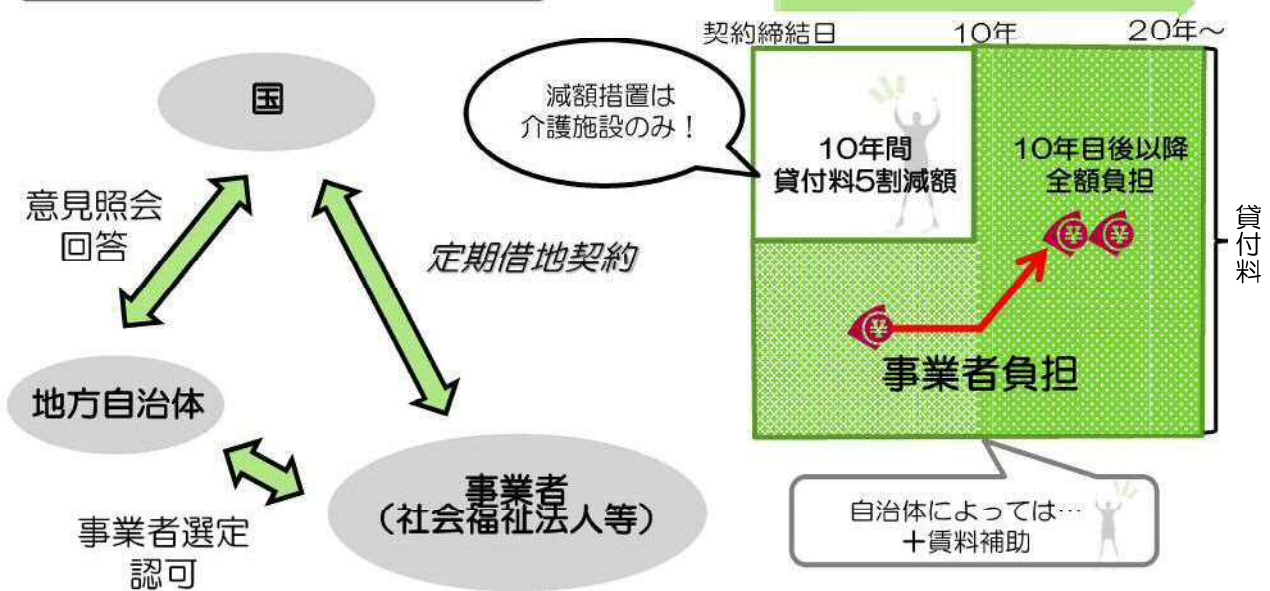
定期借地制度を
活用することで…

用地取得費や借地権利金が不要
保証料免除等の措置あり

施設整備にあたって
初期投資額が大幅に低減！

2 提案の背景

定期借地制度による貸付の仕組み



しかし…

保育所等及び障害福祉サービス事業所については
貸付料減額の優遇措置の対象外

高額な用地取得費・貸付料などが原因となり、
整備を行う意向のある事業者はいるが活用しづらいことも…

3 本市の現状と事例

実態1：待機児童解消に向けた保育所等の整備が必要

待機児童数が48人、入所待ち児童数が599人（平成29年4月1日時点）
補助制度拡充の取組みなどにより積極的に整備を進めているが、28年、29年と2年連続で待機児童が発生

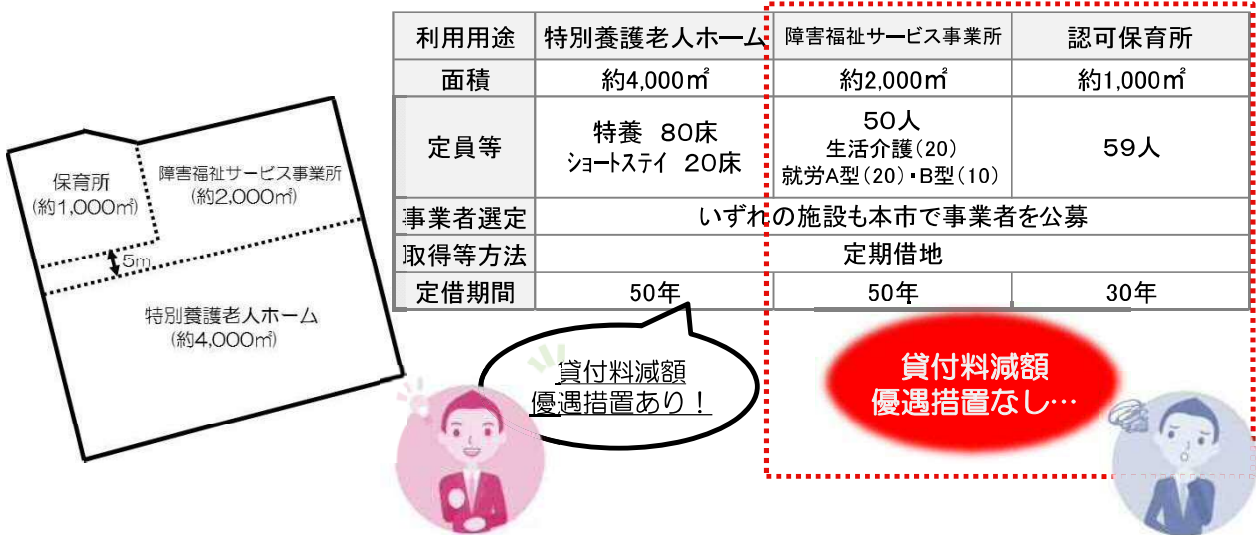
実態2：障害者の地域生活を支援するため、障害福祉サービス事業所の整備が必要

利用者は年間約370人ずつ増加する見込み（日中活動系サービス）
今後、受け皿となる障害福祉サービス事業所の確保が必要

実態3：施設利用待機者の解消に向けた介護施設の整備は当面必要

特別養護老人ホームの施設利用待機者数は1,680人（平成30年1月1日時点）
待機者数は徐々に減少しているものの、依然として解消されていない

千葉市における定期借地制度を活用した施設整備事例



社会福祉分野に係る施設整備を促進するため、
負担軽減に資する支援の充実が必要

4 要望事項

- 1 国有地の定期借地権による貸付に関し、
保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに
障害福祉サービス事業所の施設整備においても貸付料減額の優遇措
置を適用すること
- 2 国有地の更なる活用推進のため、平成32年度末までの時限措置
である現行の貸付料減額の措置を延長すること